

西宮市シニアサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 西宮市シニアサポート事業（以下、「事業」という。）は、介護保険法（平成9年第123号。以下、「法」という。）第115条の45に定める地域支援事業に基づき、介護予防に関する地域のボランティア人材の養成と、社会参加活動を通じた介護予防に資する高齢者相互の支援活動の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の主体は、西宮市（以下、「市」という。）とする。ただし、実施主体は、適切な事業運営が確保できると認められる法人（以下、「法人」という。）に事業を委託できるものとする。

(センターの設置)

第3条 市は、次に掲げる会員により組織する西宮市シニアサポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(1) 提供会員 概ね60歳以上で、高齢者の生活の支援を行うことを希望する者

(2) 利用会員 65歳以上の高齢者で前号に掲げる提供会員による支援を受けることを希望する者

2 前項の規定によるセンターは、法人がコーディネーターを配置し、次条に定める業務を実施するものとする。

(業務内容)

第4条 センターの業務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会員の募集及び登録その他会員組織に関する業務

(2) 提供会員と利用会員との間で行う支援活動の調整に関する業務

(3) 提供会員の養成並びに支援活動に関する研修及び指導等の業務

(4) 会員間の交流会等に関する業務

(5) センターの広報に関する業務

(6) 関係機関との連絡調整に関する業務

(7) 事業に関する苦情処理に関する業務

(8) その他、市長が必要と認める業務

(会員登録等)

第5条 会員の登録を受けようとする者は、センターの定める所定の手続きに従わなければならない。

2 会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 市内に居住していること。

(2) 支援活動に関し、理解と熱意を有すること。

(3) 提供会員にあつては、心身ともに健康で積極的に支援活動を行うことができること。

3 センターは、提供会員として登録した者に対して西宮市シニアサポートセンター会員証（以下「会員証」という。）を交付する。

4 提供会員は、センターの実施する支援活動に関する研修を受講しなければならない。

(支援活動の実施等)

第6条 利用会員は、支援活動の実施を希望するときは、センターに対し、申込みを行う。

2 支援活動の内容は、次の(ア)～(ソ)に定める内容とする。

- (ア) 洗濯
- (イ) 病院への診察券の提出
- (ウ) 生活必需品の買物支援
- (エ) 話し相手等の見守り
- (オ) 電球・蛍光灯の取替え
- (カ) 家具の移動
- (キ) 衣類の整理
- (ク) 物置等の整理
- (ケ) 外出・買物の付添い
- (コ) 庭の手入れ
- (サ) 網戸洗い・ガラス拭き
- (シ) ペットの世話
- (ス) 布団干し
- (セ) 部屋・室内の掃除
- (ソ) その他市長が認める活動

3 センターは、利用会員からの申込みに基づき、支援活動の調整を行ったときは、調整内容及び結果を記録するものとする。

4 実施する支援活動の内容は、利用会員と提供会員の合意により決定するものとする。

5 提供会員は、支援活動を実施したときは、支援活動の実施内容を記載した領収書を作成し、利用会員の確認を行った上で、センターに報告しなければならない。

(支援活動報酬)

第7条 利用会員は、提供会員に対し、センターの定める支援活動の終了の都度、報酬及び実費を支払うものとする。

2 前項の規定による報酬は1時間あたり500円とし、実費とは、公共交通機関の実額若しくは、別表1に定めるマイカー使用料とする。

(保険)

第8条 会員は、傷害保険・賠償責任保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、市が負担する。

(会員の責務)

第9条 会員は、支援活動により知り得た他の会員に関する情報を漏らしてはならない。次条の規定により会員登録を辞退した後も、同様とする。

2 利用会員は、提供会員に対し第6条第4項の規定により決定した内容以外の支援を要求してはならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

3 支援活動を通じて物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

(会員の身分喪失)

第10条 会員は、次の各号いずれかに該当したときは、会員の身分を喪失する。

(1) 退会を申し出たとき。

(2) 第5条第2項に規定する要件を欠くとき。

2 市長は、会員としてふさわしくない行為があったときは、会員の身分を喪失させることができる。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 マイカー使用料（第7条関係）

片道の距離	1回あたりの乗用車の交通費（円）	1回あたりの原動機付自転車・バイクの交通費（円）
0 km以上～10 km未満	200	100
10 km以上～15 km未満	300	150
15 km以上～25 km未満	540	270
25 km以上～35 km未満	760	380
35 km以上～45 km未満	1,000	500
45 km以上～	1,160	580